

令和7年度 第2回松戸市福祉有償運送運営協議会

日時 令和8年1月27日（火）14：00～
場所 新館6階会議室

<次第>

- 1 会長挨拶
- 2 委員紹介
- 3 協議
 - 申請団体 ① 社会福祉法人 彩会（更新申請）
- 4 その他（今後の日程等）
- 5 閉会

<配布資料>

目次

- | | | |
|---------------------------------|-------|-------|
| 1 次第・配布資料 | | P 1 |
| 2 委員名簿 | | P 2 |
| 3 座席表 | | P 3 |
| 4 登録事業者一覧 | | P 4 |
| 5 松戸市福祉有償運送運営協議会条例 | | P 5～6 |
| 6 福祉有償運送 運送対象要件（道路運送法施行規則第四十九条） | | P 7 |

松戸市福祉有償運送運営協議会事務局

（松戸市 福祉長寿部 福祉政策課 地域福祉担当室）

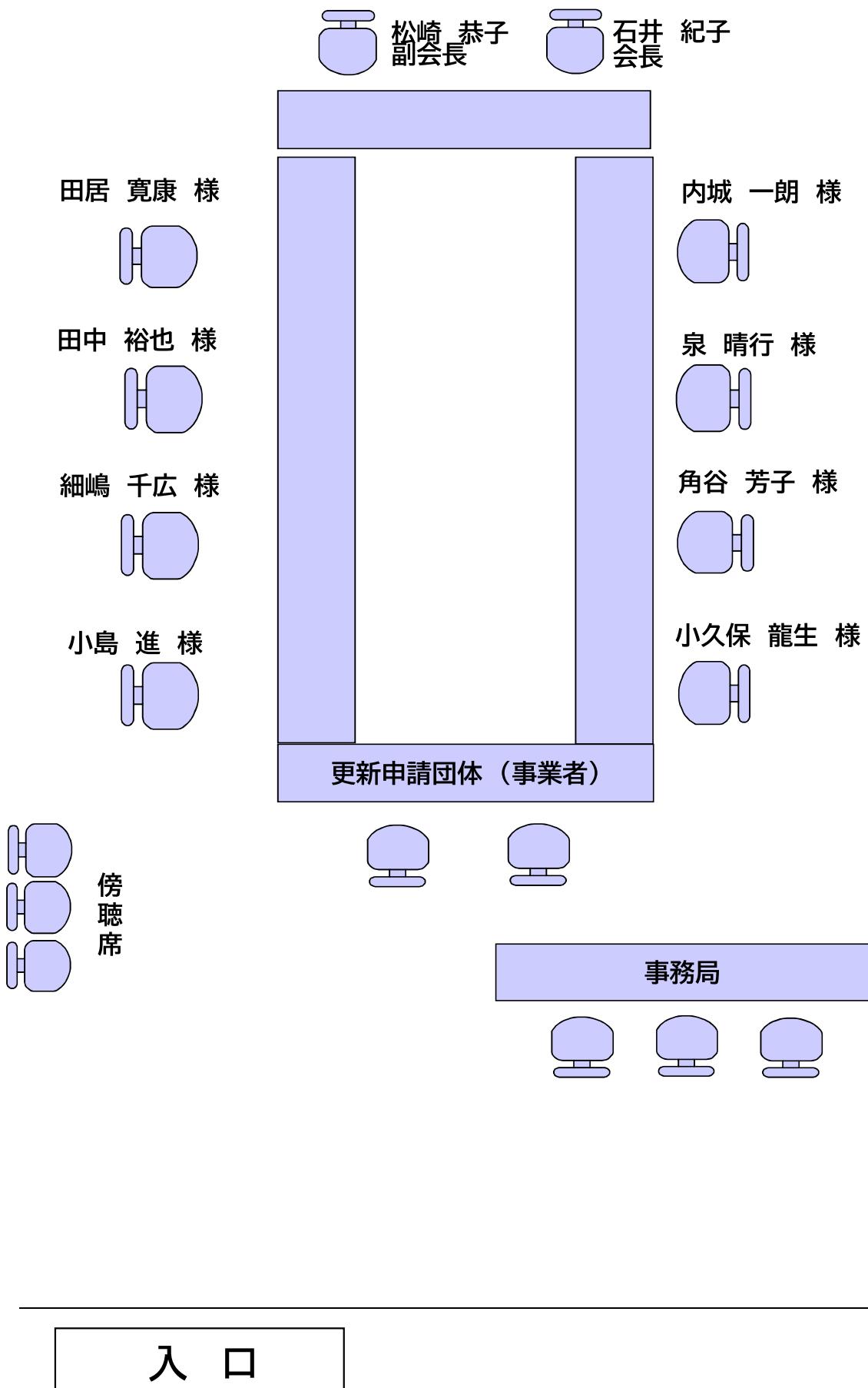
松戸市福祉有償運送運営協議会 委員名簿

(令和8年1月20日現在 敬称略)

区分	推薦機関・団体	職・氏名	備考
本市の職員	松戸市	福祉長寿部福祉政策課 地域福祉担当室長 <small>まつざき きょうこ 松崎 恭子</small>	
学識経験を有する者	聖徳大学	心理・福祉学部 社会福祉学科 准教授 <small>いしい のりこ 石井 紀子</small>	
一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	松戸地区タクシー運営委員会	コガネタクシー(有) 常務取締役 田居 寛康 <small>た い ひろやす 田居 寛康</small> 京成タクシーウエスト(株) 取締役 田中 裕也 <small>たなか ひろや 田中 裕也</small>	
関係団体を代表する者	本市において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等	認定特定非営利活動法人 たすけあいの会ふれあい ネットまつど 特定非営利活動法人 かたつむりの家	事務局長 細嶋 千広 <small>ほそじま ちひろ 細嶋 千広</small> 理事長 小島 進 <small>こじま すすむ 小島 進</small>
	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	松戸地区タクシー運営委員会	京成タクシーウエスト(株) 社内労働組合 委員長 内城 一朗 <small>ないじょう かずお 内城 一朗</small>
	住民又は旅客	特定非営利活動法人 松戸市障害者団体連絡協議会	いずみ セイコウ 泉 晴行
関係機関の職員	国土交通省関東運輸局 千葉運輸支局	運輸企画専門官 <small>こくとう りゆうせんもんかん 小久保 龍生</small>	
市長が必要と認める者	松戸市ボランティア連絡協議会	副会長 角谷 芳子 <small>かくたに よしこ 角谷 芳子</small>	

委嘱期間：令和7年4月1日～令和9年3月31日

令和7年度第2回松戸市福祉有償運送運営協議会 座席表



令和7年 松戸市福祉有償運送 登録事業者一覧 (R7.4.1現在)

No	法人種別	事業者名 団体名	郵便番号	住 所	電 話	FAX
1	認定特定非営利活動法人	たすけあいの会ふれあいネットまつど	〒 270-2251	松戸市 金ヶ作99-6	047-710-7450	047-710-5940
2	特定非営利活動法人	かたつむりの家	〒 270-2204	松戸市六高台6-2-3	047-387-5215	047-387-5238
3	特定非営利活動法人	ディープデモクラシー・センター	〒 270-2261	松戸市 常盤平2-9-6 第5石川ビル3階3号室	047-701-5350	050-3737-9081
4	公益財團法人	松戸市シルバー人材センター	〒 271-0043	松戸市 旭町1-174	047-330-5005	047-330-5008
5	一般社団法人	インナーピース ケアステーションやしの実	〒 270-2204	松戸市 六実5-12-8 ヒロハイム平和台101号	047-389-7688	047-389-7687
6	特定非営利活動法人	LIFACT ホームヘルプてとて	〒 270-0034	松戸市 新松戸4-65-1 "北"新松戸ヒル201号室	047-702-7080	047-343-7566
7	社会福祉法人	六高台福祉会	〒 270-2203	松戸市 2-19-2	047-710-0602	047-710-0603
8	社会福祉法人	彩会	〒 270-0021	松戸市 小金原3-7-15	047-711-9640	047-711-9641

○松戸市福祉有償運送運営協議会条例

平成26年12月25日

松戸市条例第30号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。)第51条の7に規定する運営協議会として、松戸市福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、福祉有償運送(省令第51条の福祉有償運送をいう。以下同じ。)に関し、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第79条の登録(法第79条の6第1項の有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による協議が調った状態でなくなつたことに関する事項
- (3) 福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長又はその指名する市職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 関係機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠

委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

松戸市福祉有償運送運営協議会委員	日額 8,500円
------------------	-----------

附 則（令和3年3月29日松戸市条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月26日松戸市条例第12号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

昭和二十六年運輸省令第七十五号 道路運送法施行規則

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）及び道路運送法施行法（昭和二十六年法律第百八十四号）に基き、並びにこれらの法律を実施するため、道路運送法施行規則を次のように定める。

第四章 自家用自動車の使用

（自家用有償旅客運送）

第四十九条 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、市町村又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくは前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が行うものであつて、次に掲げるものとする。

- 一 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において行う、地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送（以下「交通空白地有償運送」という。）
- 二 乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシーをいう。）その他の公共交通機関を利用する事が困難な者（特定非営利活動法人等が行う場合にあつては、第五十一条の二十五の名簿に記載されている者）及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）
 - イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者
 - ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五条に規定する精神障害者
- ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二条第四号に規定する知的障害者
- ニ 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者
 - ホ 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者
 - ヘ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の六十二の四第二号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者
- ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者